明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（**総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**八一）　三
〔告　示〕
○元売業者の指定を取り消した件（**総務**一五四）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一一三）
○日本国に帰化を許可する件（**同**一一四）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩又はＰＦＯＡ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**四）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**八八〇、八八一）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**八八二～八八九）　五
○保安施設地区の指定をする件（**同**八九〇）　六
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の七第一号及び第二号の規定に基づき有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する告示（**経済産業**八三）　六
○冷凍保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件（**同**八四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**三九一～三九三）　三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（**防衛**一〇八）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**六四）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　農林水産省　林野庁
水産庁　八
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
国家試験
令和六年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　一〇
令和六年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　一三〇
会社その他　一三一

省　　令

○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十三号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月一日

総務大臣臨時代理
国務大臣　小泉　龍司
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年総務省、経済産業省、環境省、厚生労働省、国土交通省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ又はその塩の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 （定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三　（略）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項又はＰＦＯＡ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 （定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三　（略）

四　汚染物　次に掲げる化学物質（以下この号において「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかを含む廃液又はＰＦＯＳ等のいずれかが付着している布その他の不要物をいう。
イ　ＰＦＯＳ又はその塩
ロ　ＰＦＯＡ又はその塩
ハ　ＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令附則ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年六月一日）から施行する。

○厚生労働省令第八十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月一日　　厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百十五　（略） 百十六　Ｎ・Ｎ－ジエチル－七－メチル－四－（チオフェン－二－カルボニル）－四・六・六ａ・七・八・九－ヘキサヒドロインドロ［四・三－ｆｇ］キノリン－九－カルボキサミド及びその塩類 百十七～百五十九　（略） （削る）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百十五　（略） （新設） 百十六～百五十八　（略） 百五十九　六ａ・七・八・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝アセテート及びその塩類

（削る）	
百六十～二百三十八　（略）	
（削る）	
二百三十九～三百三十一　（略）	
三百三十二　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	
三百三十三　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。	
三百三十四　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類	百六十　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類 百六十一～二百三十九　（略） 二百四十　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類 二百四十一～三百三十三　（略） 三百三十四　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
三百三十五　（略）	三百三十五　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。
	三百三十六　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類
	三百三十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。